

# 令和5年度宮崎県消費生活センターテレビCM放映等業務 委託仕様書

## 1 事業名

令和5年度宮崎県消費生活センターテレビCM放映等業務委託

## 2 業務の目的

消費生活に係る相談窓口の利用促進、悪質商法による消費者被害の未然防止、及び消費者教育の推進等を目的としたテレビCM放映等の取組みを実施することにより、県民の安全で安心な消費生活の確保を図る。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日曜日）まで

## 4 委託業務の内容

- (1) テレビCMの放映
- (2) ラジオCMの放送
- (3) 消費者教育を推進する取組
- (4) 消費者セミナーの開催
- (5) シネアド広告を活用した取組
- (6) SNSを活用した取組

## 5 委託業務の詳細

### (1) テレビCMの放映

当消費生活センターが所有する15秒間又は30秒間のスポットCMを使い県民が多く視聴する効果的な時間帯に合計80回以上放映すること。

放映時間帯は、朝 6:00～9:00まで

昼 11:00～14:00まで

夜 17:00～23:00までとする。

放映時間帯の割合は、朝2割程度、昼2割程度、夜6割程度とする。

なお、30秒CMと15秒CMの回数及びそれぞれのタイムランク別の回数を明記すること。

また、パブリシティによる積極的な啓発を行うこと。

### (2) ラジオCMの放送

当消費生活センターが所有する20秒間のスポットCMを効果的な時間帯に合計120回以上放送すること。

また、パブリシティによる積極的な啓発を行うこと。

### (3) 消費者教育を推進する取組

#### ① 高校生を対象とした注意喚起のための音源制作

成年年齢引き下げに伴い、高校生に多い消費者トラブルの注意を促す音源（5分～6分程度）を制作し、県内高等学校等（52校）へCDを送付すること。

② 出前講座等で使用する啓発用DVDの制作

県や市町村の高齢者向け出前講座等で使用する5分間程度の啓発用DVD(4パターン)を企画・制作すること。

なお、市町村等配布用として、DVD30枚を納品すること。

(4) 消費者セミナーの開催

宮崎市内において「宮崎県消費者セミナー」の企画・実施を行うこと。

規模は、100人程度とし、集客方法、テーマ、講師などの提案を行うこと。

(5) シネアド広告を活用した取組

シネアド広告の企画・実施を行うこと。

(6) SNSを活用した取組

Instagram、YouTubeなどSNSを活用した啓発の企画・実施を行うこと。

6 注意事項

- (1) 業務に使用するキャラクターは、オリジナルキャラクター「アリンコちゃん」もしくは「アリンコファミリー」とする。それ以外については、著作権等その他の権利について侵害とならないよう留意すること。
- (2) 成果物に関する権利の一切は、県に帰属する。
- (3) 成果物に係るイラスト・画像等については、当消費生活センターが指定する様式の電子データで提出すること。
- (4) 業務遂行に当たっては、当消費生活センターと十分な連携を図ること。